

新型コロナウイルス感染症に関する海外旅行保険の改定について

海外旅行保険につきまして、現在の情勢を踏まえ、対象となる感染症の範囲を拡大し、新型コロナウイルス感染症を補償の対象とする改定を実施いたします。

疾病補償につきまして、「感染症法*1 における一類感染症から四類感染症」の場合は「責任期間終了後 30 日以内に治療開始した場合（死亡保険金については死亡された場合）」を補償の対象としておりますが、感染症の範囲を拡大し、新型コロナウイルス感染症を同じ取り扱いといたします。

*1「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）」をいいます。以下同様とします。

1. 対象契約

2020 年 2 月 1 日（土）*2 に遡って適用します。具体的には、以下の契約が対象となります。

- ① 2020 年 2 月 1 日（土）が保険期間に含まれる契約
- ② 保険始期日が 2020 年 2 月 1 日（土）以降の契約

*2「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」等の施行日です。

2. 改定内容

海外旅行保険等の疾病補償につきましては、「感染症法における一類感染症から四類感染症」の場合は「責任期間終了後 30 日以内に治療開始した場合（死亡保険金については死亡された場合）」を補償対象としておりますが、感染症にかかる補償範囲について、以下のとおり拡大いたします。

本改定により、新型コロナウイルス感染症についても「責任期間終了後 30 日以内に治療開始した場合（死亡保険金については死亡された場合）」を補償対象とします。

（1）疾病死亡保険金支払特約

・補償内容

旅行行程中に感染し、旅行行程中もしくは旅行行程の終了日を含めて 30 日以内に死亡された場合に保険金のお支払い対象となります。

現行	改定後
感染症法における一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症	感染症法における一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症に加え、「 <u>政令により一類感染症から三類感染症と同程度の措置が講じられている指定感染症</u> 」

（2）治療・救援費用補償特約

・補償内容

旅行行程中に感染し、旅行行程中もしくは旅行行程の終了日を含めて 30 日を経過するまでに医師の治療を開始した場合に保険金のお支払い対象となります。

現行	改定後
感染症法における一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症	感染症法における一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症に加え、「 <u>政令により一類感染症から三類感染症と同程度の措置が講じられている指定感染症</u> 」

以上